

## 新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金）

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

〈資金交付要件〉

- 独立・自営就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。
- 前年の全世帯所得が600万円以下であること。
- 独立・自営就農であること。
- 青年等就農計画等が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること。
- 人・農地プランに位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と見込まれること。
- 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。
- 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること。

#### (2) その他（補助を受けられる期間等について）

- 最長3年間、経営開始1年目～3年目まで1,500千円／年
- 資金を含めた前年の全世帯所得が600万円を超えた場合など、交付停止要件に該当する場合には、交付を停止。
- 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額又は一部の返還が必要。

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8383
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5724

# 新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

## 2 事業概要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

## 3 利用対象者

○49歳以下で令和4年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者

※親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

- 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること
- 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

### (2) 対象経費

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

(3) 補助率：国1／2、県1／4、本人1／4

(4) 補助対象事業費上限額：10,000千円

※「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限5,000千円

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：未定
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：未定
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-3405

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当（係）名：(村山) 地域戦略推進担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁 農業振興課 023-621-8385  
最上総合支庁 農業振興課 0233-29-1320  
置賜総合支庁 農業振興課 0238-26-6049  
庄内総合支庁 農業振興課 0235-66-5497

## 集落営農活性化促進事業費補助金

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

### 2 事業概要

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやビジョンに基づく人材の確保、新たな作物の導入等の具体的な取組みを支援します。

### 3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略を定めたビジョンを作成
- 成果目標の設定

#### (2) 対象経費

- (1)で示したビジョン作成に係る経費
- ビジョンの実現に向けて行う具体的な取組みのうち、以下のもの
  - ① 人材の確保
  - ② 収益力向上に向けた取組み
  - ③ 組織の法人化
  - ④ 共同利用機械等の導入経費

#### (3) 補助率

- ビジョン作成に係る経費 … 定額
- 人材の確保 … 1,000千円上限/年（最長3年間）
- 収益力向上に向けた取組み … 定額
- 組織の法人化 … 250千円
- 共同利用機械等の導入経費 … 1/2以内

#### (4) 補助上限額： 10,000千円（1ビジョンあたり5年間の取組の合計額）

#### (5) その他

- 令和4年度からの新規事業であり、支援内容の一部が変更となる可能性があります

### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）： 3月中旬～4月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村
- (3) 申込み先：市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名： 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名： 農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号： 023-630-2424

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名： 各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名： 地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁 農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁 農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁 農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課	0235-66-5497

# 農地利用効率化等支援事業費補助金 (先進的農業経営確立支援タイプ)

1 対象品目・分野   ○水田・畑作   ○園芸   ○畜産

## 2 事業概要

農地利用効率化等支援事業費補助金と比較して、広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設を導入する場合には補助上限額を引き上げて支援します（融資主体型補助事業）。

## 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

## 4 支援内容

### (2) 補助要件

- 適切な「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体 等
  - ※ 「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話合いの結果に基づいて市町村が作成する未来の設計図です。
- 成果目標の設定

### (2) 対象経費

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
- ビニールハウスの整備
- 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
- ※ 事業費50万円以上

### (3) 補助率

以下の①～③のうち最も低い額です。

- ① 事業費×3/10、② 融資額、③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(4) 補助上限額：個人 10,000千円、法人 15,000千円

### (5) その他

- 上記支援内容は令和3年度に実施した「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ）」の内容であり、事業の実施において一部変更となる可能性があります。

## 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：3月中旬～4月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村
- (3) 申込み先：市町村

## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名： 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名： 農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号： 023-630-2424

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名： 各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名： 地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁 農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁 農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁 農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課	0235-66-5497

# 農地利用効率化等支援事業費補助金

1 対象品目・分野     ○水田・畑作     ○園芸     ○畜産

## 2 事業概要

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿に基づき、持続的に農業を行うために生産の効率化に取り組む農業経営体が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に支援します（融資主体型補助事業）。

## 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

- 適切な「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体 等
  - ※ 「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話合いの結果に基づいて市町村が作成する未来の設計図です。
- 成果目標の設定

### (2) 対象経費

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
- ビニールハウスの整備
- 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
- ※ 事業費50万円以上
- ※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

### (3) 補助率

以下の①～③のうち最も低い額です。

- ① 事業費×3/10、② 融資額、③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

### (4) 補助上限額：3,000千円

### (5) その他

- 上記支援内容は令和3年度に実施した「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）」の内容であり、事業の実施において一部変更となる可能性があります。

## 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：2月中旬～3月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村
- (3) 申込み先：市町村



## 6 問合せ先

### 【県庁】

- (1) 機関名・課名： 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名： 農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号： 023-630-2424

### 【総合支庁】

- (1) 機関名・課名： 各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名： 地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁 農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁 農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁 農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課	0235-66-5497

## 水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

### 2 事業概要

水田における麦・大豆の需要に応じた生産拡大を図るため、収量・品質の高位安定化に向けた団地化の推進と合わせた先進的な営農技術の導入、生産性向上のための機械・施設の導入を支援します。

### 3 利用対象者

「麦・大豆産地生産性向上計画」が策定されている産地の

- (1) 農業者の組織する団体（農業の常時従事者が5名以上であること）
- (2) 地域農業再生協議会
- (3) 事業実施主体の地域内で実際に機械・施設を使用する者

### 4 支援内容

#### (1) 主な補助要件

- 申請する産地の「麦・大豆産地生産性向上計画」が策定されている、または、事業開始までに策定されることが確実であると地方農政局が認めていること。
- 団地化推進の取組みが含まれた事業実施計画となっていること。
- 農政局長が定める成果目標の基準を満たすこと。
- 受益地の主食用米の作付面積が前年より減少していること。

#### (2) 対象経費

- ①水田における麦・大豆の団地化の取組みに要する経費
- ②水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入への支援に要する経費
- ③水田における麦・大豆の生産性向上のための機械・施設の導入に要する経費

#### (3) 補助率

- ①(2)の①の経費：定額(事業実施主体の水田面積に基づく)
- ②(2)の②の経費：定額(事業実施主体が新たに導入する技術について、新たに導入する面積に応じて支援)
- ③(2)の③の経費：1/2(導入する機械等ごとに500千円以上50,000千円未満のもの)

#### (4) 補助上限額

- ①(2)の①の経費：事業実施主体の水田面積

50ha未満	500千円
50ha以上150ha未満	1,000千円
150ha以上	1,500千円
- ②(2)の②の経費：15千円/10a
- ③(2)の③の経費：導入する機械等ごとに25,000千円

## 5 募集期間

- (1) 募集期間：1次募集は締切済み。2次以降の募集がある場合は、その都度お知らせします
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村、最寄りの各総合支庁農業振興課から入手してください
- (3) 申込み先：市町村

## 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 県産米ブランド推進課
- (2) 担当（係）名：生産振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2316

**土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金**  
**(収益性向上対策)**

1 対象品目・分野     ○水田・畑作

2 事業概要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な農業機械のリース導入等を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体  
農業協同組合等

4 支援内容

(1) 補助要件

以下のいずれかの取組みによる収益性向上の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

①生産コストの10%以上の削減

②販売額の10%以上の増加

③契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上

④農産物輸出の取組について、

ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加

イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上

⑤労働生産性の10%以上の向上

⑥農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

(2) 対象経費

農業用機械等の導入及びリース導入（本体価格が500千円以上の農業用機械等）

(3) 補助率：1/2以内

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時相談を受け付けます

（市町村、最寄りの総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村、最寄りの各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 県産米ブランド推進課

(2) 担当（係）名：米政策推進担当

(3) 電話番号：023-630-2304

# 土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金

## (生産基盤強化対策)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

### 2 事業概要

後継者不在の農地等における生産機能が効率的かつ円滑に継承することを目的として、「産地パワーアップ計画」に位置付けられた継承者（新規就農者、担い手又は農作業受託組織）に対して、計画の実現に必要な農業機械のリース導入等を支援します。

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体  
農業協同組合等

### 4 支援内容

#### (1) 補助要件

- ・継承者が継承5年後も営農を継続することが確実と見込まれること。
- ・同一地域において生産装置の継承・強化に向けた取組（継承・強化体制の構築、継承ニーズの把握及びマッチング、生産装置の維持・管理）が実施されていること。
- ・成果目標として「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
- ・各取組主体において生産基盤の強化に係る成果目標として、以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- ① 生産コストの低減
- ② 契約販売率の増加
- ③ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加
- ④ 労働生産性の向上

#### (2) 対象経費

農業用機械等の導入及びリース導入（本体価格が500千円以上の農業用機械等）

#### (3) 補助率：1/2以内

### 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時相談を受け付けます

（市町村、最寄りの総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村、最寄りの各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：市町村

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 県産米ブランド推進課

(2) 担当（係）名：米政策推進担当

(3) 電話番号：023-630-2304

# 「雪若丸」レベルアップ生産支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

## 2 事業概要

「雪若丸」生産組織が品質・食味・収量を一体的に高いレベルで安定して生産するために必要な機械・機器等の整備を支援します。

## 3 利用対象者

「雪若丸」生産組織

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

「雪若丸」生産組織が「レベルアッププラン」を作成し、専任サポーターの技術・経営等の指導を受けること。

### (2) 対象経費

「雪若丸」生産に係る

- ①生産基盤の改良等に要する経費（土壌分析、土壌物理性改善機器 等）
- ②適正な生育の管理及び診断に要する経費（葉色測定器、広域生育管理機器 等）
- ③米の品質・食味向上に要する経費（穀粒判別機、色彩選別機、食味成分分析機器 等）

(3) 補助率：1/3以内

(4) 補助上限額：上限1,000千円

## 5 募集期間

(1) 募集期間：詳細決定しましたらお知らせします

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁各農業技術普及課（専任サポーター）から入手してください

(3) 申込み先：最寄りの各総合支庁農業振興課

## 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 県産米ブランド推進課

(2) 担当（係）名：生産戦略担当

(3) 電話番号：023-630-2316

# 園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（収益性向上対策）

## 1 対象品目・分野 ○園芸

## 2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大等により、収益性向上・生産基盤強化に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

## 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- ・生産コストの10%以上の削減
- ・販売額又は所得額の10%以上の増加
- ・契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合
- ・農産物輸出の取組について、①輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、又は②総出荷額に占める輸出向け出荷割合5%以上又は年間出荷量10トン以上
- ・労働生産性の10%以上の向上
- ・農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上の利用割合
- ・施設エネルギー転換枠の場合、①省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大又は②燃油使用量の15%以上の削減

### (2) 対象経費

- ・農業機械等の導入及びリース導入に要する経費（本体価格が500千円以上）
- ・高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費
- ・簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃

### (3) 補助率：1/2以内

## 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

## 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249

# 園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（生産基盤強化対策）

## 1 対象品目・分野 ○園芸

## 2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大により、収益性向上・生産基盤強化に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

## 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

ア 産地において、生産基盤の強化に係る成果目標として、「総販売額又は総作付面積の維持又は増加」を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

イ 各取組主体において、生産基盤の強化に係る成果目標として、以下から1つ以上設定しており、当該目標の実現が見込まれること。

①輸出向けの生産開始又は輸出額の増加

②農産局長が定める輸出拡大に係る重点品目の生産開始又は当該品目の販売額増加

③生産コストの低減 ④労働生産性の向上 ⑤契約販売率の増加

ウ 目標年度後も営農を継続することが確実と見込まれる地域の担い手に継承したものの、又は確実に承継することが見込まれるものであること。

### (2) 対象経費

ア 農業用ハウスの再整備・改修 イ 果樹園・茶園等の再整備・改修

ウ 農業機械の再整備・改良 エ 生産装置の継承・強化に向けた取組み

オ 生産技術の継承・普及に向けた取組み

### (3) 補助率：1/2以内(ア、イの改植以外、ウ及びオの研修受講費)

定額（イの改植、エ及びオの研修受講費以外）

### (4) 補助上限額：5,000千円（オの農業機械の安全取扱技術の向上支援のみ）

## 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます

(2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

## 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課

(2) 担当（係）名：園芸団地推進担当

(3) 電話番号：023-630-2249



# 魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業費補助金

## 1 対象品目・分野 ○園芸

## 2 事業概要

魅力ある稼げる園芸農業の追求に向け、収益力向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

## 3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業を営む法人、農業協同組合等  
※さくらんぼの省力化設備導入に限り、農業を営む個人（販売農家）も対象

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- 生産コスト10%以上削減
- 販売額又は所得額10%以上増加
- 契約栽培割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合
- 販売額又は所得額が現状以上かつ新規雇用創出（労働環境整備事業のみ）
- 販売額又は所得額の増加（がんばる果樹生産者応援事業及び農作物盗難防止対策事業）
- 所得額の増加（省エネルギー設備等整備事業のみ）

### (2) 補助対象

- 収益性向上対策事業
  - ア 新産地育成事業（資材・機械の導入）
  - イ 農業栽培施設整備（ハウス整備（新規栽培者研修用ハウス含む）、促成施設整備）
  - ウ 小規模な土地基盤整備（国庫事業に該当しない規模の土地基盤整備）
  - エ 気象災害対策設備整備（井戸掘削、多目的防災網等の整備、果樹の雪害対策用の帆柱等）
- 労働環境整備事業（トイレの設置、作業場へのエアコンの設置等）
- 省力化推進事業（さくらんぼの省力仕立て施設整備）
- 栽培技術等導入支援事業（ソフト事業）  
（栽培法・機械の実証、販売促進活動、新規栽培者研修、労働力確保 等）
- 省エネルギー設備等整備事業（ヒートポンプ、多段サーモスタット、外張被覆資材等の省エネルギー設備の導入）
- がんばる果樹生産者応援事業（耐用年数が経過した園芸用ハウス（果樹）の再整備・改修）
- 農作物盗難防止対策事業（農協等が貸し出す防犯対策機器の導入）

### (3) 補助率

- 収益性向上対策事業（団地支援型）  
5分の2又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額

- 収益性向上対策事業（生産性・所得向上型）  
3分の1又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額
- 省エネルギー設備等整備事業  
3分の1
- がんばる果樹生産者応援事業  
9分の2
- 農作物盗難防止対策事業  
6分の1又は市町村が交付する金額の3分の2のいずれか低い額

#### （4）補助上限額

- ア 収益性向上対策事業：1,500万円（団地支援型は4,000万円）
- イ 労働環境設備整備事業：150万円
- ウ 省力化推進事業：500万円
- エ 栽培技術等導入支援事業：50万円
- オ 農作物盗難防止対策事業：50万円
- カ 省エネルギー設備等整備事業：なし
- キ がんばる果樹生産者応援事業：1,500万円

#### 5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和4年3月上旬～4月中旬（予定）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村又は最寄りの総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

#### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2466

# がんばる中山間農業・農村省力化パイロット事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（地域振興、地域づくり）

## 2 事業概要

高齢化、過疎化が進行している中山間地域において、草刈り等の農地管理にかかる農作業を新しい技術を導入して省力化する取組みや、若者など多様な地域の担い手が農地保全活動に参画する仕組みづくりをパイロット事業として支援します。

## 3 利用対象者

土地改良区、農業協同組合、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、その他の団体（自治会等）

## 4 支援内容

### (1) 補助要件

①多様な主体による地域の担い手育成支援

農村集落で草刈り作業等を行う「草刈り隊」等を組織し、活動を行うこと

②小規模農地管理省力化機材導入支援

①で支援する多様な農業・農村の担い手育成・確保などの体制整備とセットで実施すること

### (2) 対象経費

① 草刈り隊組織立ち上げのために要する経費（機材購入費等）

② 農地管理省力化機材導入に要する経費

(3) 補助率：①定額（50千円上限）

② 1 / 3

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

## 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和4年4月～6月

(2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

## 6 問合せ先

### 【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：農村保全担当

(3) 電話番号：023-630-3189

### 【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名、電話番号

村山総合支庁農村計画課 023-621-8159（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339（企画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-2732（事業担当）